

農林水産大臣

山本 有二 様

有明海再生のための水産振興事業及び調査につきましては、日頃から格段の御高配と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

宝の海・有明海は、世代を超えて共有すべき県民の共通の財産であり、有明海の再生は、漁業者のみならず県民の切なる願いです。

つきましては、有明海再生の早期実現について別添要請書のとおり強く要請します。

平成29年4月21日

佐賀県知事 山口 祥義



佐賀県議会議長 中倉 政義



佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会
会長（佐賀市長） 秀島 敏行



佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 徳永 重昭



有明海再生の早期実現を求める要請書

平成29年4月21日

佐 賀 県

佐 賀 県 議 会

佐賀県有明海沿岸市町水産振興協議会

佐賀県有明海漁業協同組合

有明海再生の早期実現を求める要請書

有明海再生のための水産振興事業及び調査につきましては、格段の御高配と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

宝の海・有明海は、世代を超えて共有すべき県民の共通の財産であり、有明海の再生は、漁業者のみならず県民の切なる願いです。

私たちは、有明海の再生については、漁家経営の安定に向けた水産資源の回復のための取組と有明海の環境変化の原因究明のための一つとして諫早湾干拓地潮受堤防排水門の開門調査の実施が必要であると考えており、これまで、農林水産大臣をはじめ国の関係者の方々に繰り返し要請してまいりました。

近年、夏季の貧酸素水塊による二枚貝類の大量斃死や、冬季の珪藻赤潮による養殖ノリの色落ち被害が発生し、漁獲量の減少に加え、地区によっては、ノリの生産が不安定になっており、さらには、漁業者の後継者不足など、漁家経営は厳しい状況にあります。

漁業者にとって、水産資源の回復は待ったなしの問題であることから、回復に向けた取組を一層推進していく必要があります。

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門については、国は、平成22年に開門を命ずる福岡高等裁判所の判決を受け入れるという方針を自ら決定し、確定させたところであり、開門は法的義務であるとともに、国としての方針であると考えます。

一方、その後も複数の訴訟が提起される中、福岡高裁は、最高裁の説示を受け、国の請求異議訴訟において和解勧告をし、長崎地裁も、開門差止訴訟において和解勧告をしました。これらを受け止め、農林水産大臣の指揮のもと、国として和解など問題の解決に向け努力されてきたところです。

しかしながら、長崎地裁の和解協議は打ち切りとなり、去る4月17日、長崎地裁は、国に対する開門の差止めを認める判決を言い渡しました。

国においては、確定した判決及び自ら決定した開門の方針と矛盾する司法判断には、しかるべく対応した上で、和解など関係者が納得できる解決策を求め、特定の前提を設けない協議を進めるべきであると考えます。

つきましては、有明海再生の早期実現について、下記により実施されるよう強く要請します。

記

- 1 福岡高裁の判決を受け入れるという方針を自ら決定し、確定させたことを踏まえ、長崎地裁の開門の差止めを認める判決に対し控訴すること
- 2 その上で、国がリーダーシップをとり、前提を設けないフラットな立場での和解協議などにより開門問題の解決を図ること
- 3 有明海の環境変化の原因究明のため、万全の対策を行った上で開門調査を早期に実施すること
- 4 漁家経営の安定に向けて、漁業者が水産資源の回復を実感できるような取組を一層推進すること